

地方自治法第292条の規定により準用する同法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、定例監査を実施しましたので、同条第9項の規定に基づき、その結果を公表します。

令和7年3月27日

衣浦東部広域連合監査委員      渡   部      亨

衣浦東部広域連合監査委員      藤   浦   伸   介

## 定例監査の結果

### 第1 監査の種類

地方自治法第292条の規定により準用する同法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、実施する監査

### 第2 監査の概要

#### 1 監査の対象及び期間

消防局

消防課、安城消防署、知立消防署

令和7年3月5日（水）～3月11日（火）

#### 2 監査の対象事項及び範囲

令和5年度に執行した事務事業

#### 3 監査の着眼点及び方法

令和6年度監査等の計画の主な着眼点に基づき、事前に審査資料の提出を受け事務概要等の説明を求めるとともに、予算の執行状況、関係諸帳簿、証拠書類などの照合、点検及び担当職員への照会等による審査を実施した。

### 第3 監査結果

各事務は、法令に適合し、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。